

道路照明施設修繕計画

【個別施設計画（小規模構造物）】

平成31年3月

令和4年3月改定

広島市

目 次

<u>1 対象施設</u>	1
<u>2 道路照明施設の現状等</u>	1
2. 1 管理施設の現状	1
<u>3 道路照明施設の維持管理における基本的な考え方</u>	2
3. 1 基本方針	2
3. 2 損傷状況の把握	3
<u>4 道路照明施設の損傷状況（点検結果）</u>	4
<u>5 道路照明施設の修繕計画</u>	5
5. 1 計画期間	5
5. 2 対策の優先順位（補修計画の方針）	5
5. 3 対策内容と実施時期	5
5. 4 対策費用	5
5. 5 記録	5

1 対象施設

この個別施設計画の対象とする附属物は、道路法第2条第2項に基づく道路附属物のうち、道路照明施設を対象とする。

2 道路照明施設の現状等

2.1 管理施設の現状

令和3年4月1日現在

道路区分	管理延長	道路照明施設				合計
		ポール照明方式	美装化柱	共架型	その他	
補助国道	98.173 km	412 基	305 基	527 基	36 基	1,280 基
主要地方道	231.485 km	2,114 基	241 基	1,271 基	32 基	3,658 基
一般県道	178.784 km	1,268 基	299 基	1,147 基	105 基	2,819 基
市道	3,820.561 km	4,984 基	2,602 基	7,715 基	384 基	15,685 基
その他	—	40 基	6 基	26 基	16 基	88 基
計	4,329.003 km	8,818 基	3,453 基	10,686 基	573 基	23,530 基

3 道路照明施設の維持管理における基本的な考え方

3.1 基本方針

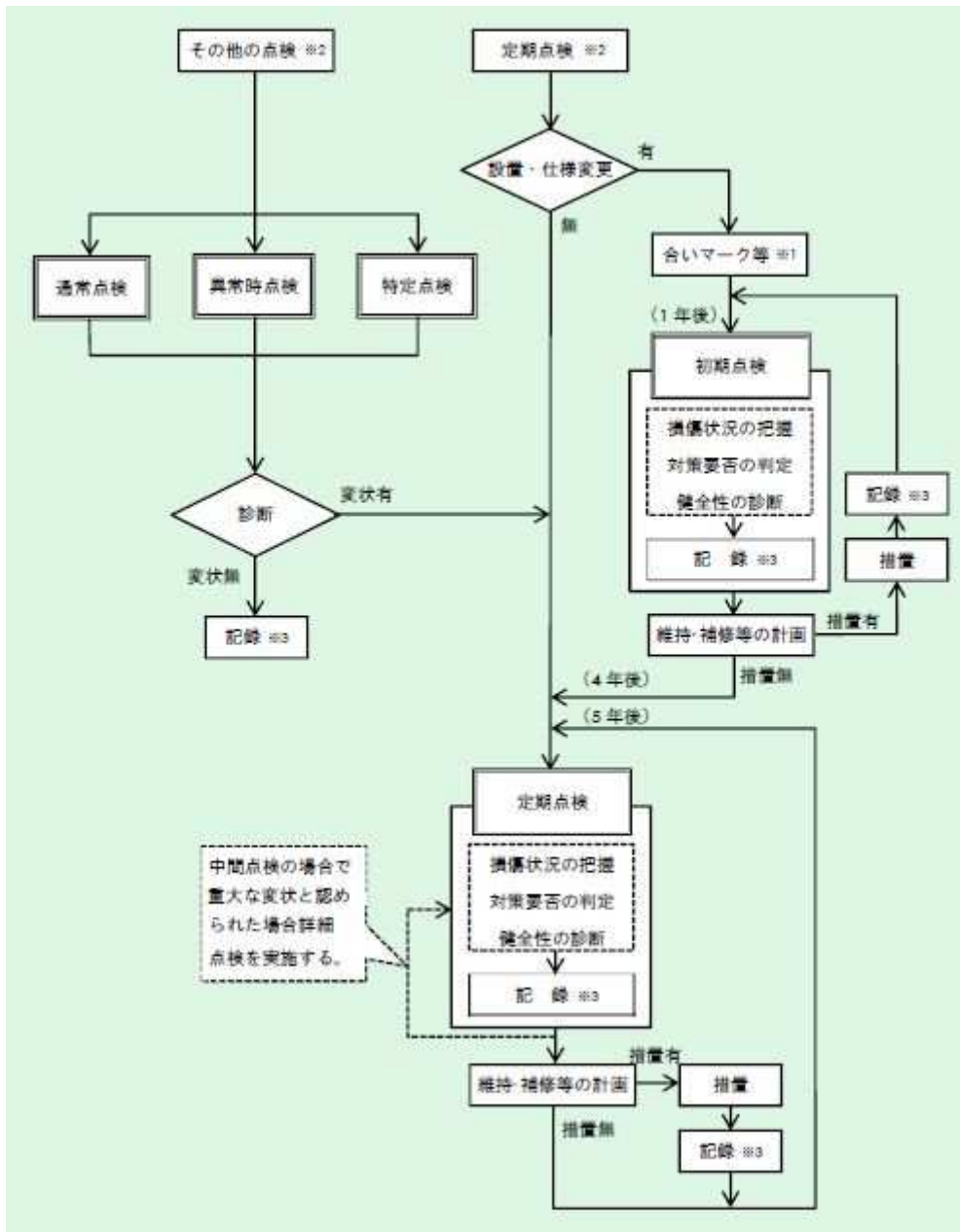
本市では、道路照明施設等の道路附属物について、平成27年1月に策定した「広島市道路附属物点検要領③」に基づいて点検を実施している。

この点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、安全で円滑な交通の確保及び市民の安全・安心の確保を図ることとする。

3. 2 損傷状況の把握

(1) 点検方法

点検は、下記に示す流れに従って行うことを標準とする。



(広島市道路附属物点検要領③より抜粋)

定期点検は、中間点検、詳細点検を交互に5年サイクルで実施する。

- ※1 合いマークのように簡易に目視確認できる手法を施しておくことを前提とする。
- ※2 既設で合いマーク等が施されていない附属物については、定期点検時に合わせて施工しておくこととする。
- ※3 初期点検・定期点検の記録においては、報告書の作成を含むものとし、点検結果の分析・考察・取りまとめを行う。

(2) 点検頻度

点検頻度は以下に示すとおり。

点検周期	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
初期点検	設置	点検									
定期点検（詳細点検）											点検
定期点検（中間点検）		ランプ交換時に中間点検（概ね1回/10箇年）									
通常点検	点検										

（広島市道路附属物点検要領③より抜粋）

(1) 通常点検

道路パトロールを行う際に実施する。

(2) 初期点検

設置後又は仕様変更後概ね1年を目処に行う。

(3) 定期点検

定期点検の頻度は、〈表 7-1〉に示す通りとする。

表 7-1 定期点検の頻度

附属施設の種別	詳細点検	中間点検
道路標識等	10年に1回の頻度で実施することを基本とする	詳細点検を補完するため、中間的な時期を目処に行う

(4) 異常時点検

点検が必要とされる附属物を対象に、地震、台風、集中豪雨、豪雪などの異常時に必要に応じて点検を行う。

(5) 特定の点検計画に基づく点検

個別に点検計画が作成された附属物を対象に、点検計画で定めた頻度により点検を行う。

（広島市道路附属物点検要領③より抜粋）

(3) 健全度の診断

初期点検及び定期点検では、目視による亀裂、腐食、破断などの損傷状況の把握、板厚調査による残存板厚の結果など、部材単位の健全性の診断を踏まえて、総合的に判断し、Ⅰ～Ⅲの判定を行う。

判定区分

区分	状態
Ⅰ	異常なし
Ⅱ	経過観察の必要あり
Ⅲ	施設の倒壊、落下のおそれあり

（広島市道路附属物点検要領③より抜粋）

4 道路照明施設の損傷状況（点検結果）

（道路種別毎の判定結果）

道路区分	全数	判定区分				
		区分Ⅰ （異常なし）	区分Ⅱ （経過観察）	区分Ⅲ （施設の倒壊、落下等のおそれあり）		
				対策済	対策予定	
補助国道	1,085 基	803 基	168 基	114 基	7 基	107 基
主要地方道	2,949 基	2,141 基	556 基	252 基	39 基	213 基
一般県道	2,514 基	2,078 基	404 基	32 基	9 基	23 基
市道	9,943 基	6,256 基	2,984 基	703 基	359 基	344 基
その他	54 基	28 基	19 基	7 基	1 基	6 基
合 計	16,545 基	11,306 基	4,131 基	1,108 基	415 基	693 基

※令和 2 年度末時点

（種類別の判定結果）

道路照明施設の 種類	全数	判定区分				
		区分Ⅰ （異常なし）	区分Ⅱ （経過観察）	区分Ⅲ （施設の倒壊、落下等のおそれあり）		
				対策済	対策予定	
ポール 照明方式	6,960 基	4,407 基	2,077 基	476 基	129 基	348 基
美装化柱	2,895 基	2,233 基	590 基	72 基	20 基	52 基
共架型	6,690 基	4,666 基	1,464 基	560 基	266 基	294 基
合 計	16,545 基	11,306 基	4,131 基	1,108 基	415 基	693 基

※令和 2 年度末時点

5 道路照明施設の修繕計画

5.1 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は、4年（令和4年度から令和7年度まで）とする。

5.2 対策の優先順位（補修計画の方針）

点検結果による判定区分Ⅲ（施設の倒壊、落下等のおそれあり）に該当するものについて、第三者等への被害の深刻度、損傷状況、路線の重要性等を考慮し、優先順位を決定する。

5.3 対策内容と実施時期

対策内容と実施時期については、別添資料1のとおり。

5.4 対策費用

計画期間に要する対策費用の概算金額は、以下のとおり。

計画年度毎の対策箇所及び対策費用

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
130基	130基	130基	130基	520基
136,500千円	136,500千円	136,500千円	136,500千円	546,000千円

5.5 記録

点検及び撤去・更新、交換、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管する。

【対策内容と実施時期】

(別添資料1)

Table with 11 columns: 管理番号, 区, 路線名, 道路種別, 所在地, 支柱形式, 設置年月, 点検年度, 健全度, 対策内容, 実施時期. It lists various road improvement projects across different wards of Sendai, including details on road types, locations, and scheduled maintenance/implementation dates.

Table with 11 columns: 管理番号, 区, 路線名, 道路種別, 所在地, 支柱形式, 設置年月, 点検年度, 健全度, 対策内容, 実施時期. The table lists various road maintenance projects across different districts, including locations like 久地伏谷線, 広島湯来線, and 安佐南2区. It includes a summary row for '令和7年度 小計' and ends with a final summary row for '令和8年度以降'.

